

## 「統一的な基準」への対応について

### I 「統一的な基準」による財務書類等の作成要請について

- 作成要請 大臣通知、スケジュール
- FAQ（日々仕訳方式【期限】）

#### （現状）

- 統一的な基準との差異の状況  
損失補償等引当金等の有無、公園資産の区分、道路敷地評価（S59年度以前取得分）、  
固定性配列法 等
- 比較可能性の確保  
作成単位、他の都道府県の作成状況

### II 基本的な考え方

- 1 府基準に基づく財務諸表は引き続き、作成、公表
- 2 統一的な基準に基づく財務書類等は組替等で対応
- 3 セグメント別等の浸透状況を勘案しつつ、将来的に統一的な基準との整合について検討を続ける

### III 府基準の改正可否について 【改正案】

#### 1. 損失補償等引当金

- A 改正（統一的な基準に合わせる）
- B 注記対応（府財務諸表側）
- C 注記対応（国財務書類等側）

#### 2. 投資損失引当金

- A 改正（統一的な基準に合わせる（完全一致））
- B 改正（統一的な基準に合わせる（部分一致））  
減額基準（30％）導入、引当金処理導入、連結／非連結団体による区別処理 等
- C 注記対応（府財務諸表側）
- D 注記対応（国財務書類等側）

#### 3. その他の相違点、附属明細書の対応について

### IV 今後のスケジュール